

<p><b>中国人民银行关于规范和促进电子商业汇票业务发展的通知</b> 银发〔2016〕224号</p> <p>中国人民银行上海总部，各分行、营业管理部，各省会(首府)城市中心支行，深圳市中心支行；国家开发银行，各政策性银行、国有商业银行、股份制商业银行，中国邮政储蓄银行；城市商业银行资金清算中心、农信银资金清算中心：</p> <p>为充分发挥电子商业汇票(以下简称电票)系统和电票业务优势，防范纸质商业汇票(以下简称纸票)业务风险，加快票据市场电子化进程，现就规范和促进电票业务发展有关事项通知如下：</p> <p><b>一、扩大系统覆盖率，扩充系统功能</b></p> <p>(一)扩大系统覆盖率，优化电票流通环境。</p> <p>尚未接入电票系统的银行业金融机构、财务公司(以下统称金融机构)应加快接入，已接入电票系统的金融机构在风险可控的前提下应尽可能提高网点开通率。</p> <p>各金融机构要完善内部业务系统的电票业务处理功能，支持发起和接收跨行承兑、跨行贴现等业务，支持向被代理接入机构发起和接收各类票据业务，不得对电票的跨行流转设置障碍。各银行业金融机构应同时支持线上、线下两种资金清算方式。已开通线上清算功能的金融机构间开展票据转贴现业务，原则上应采用票款对付(DVP)结算方式。</p> <p>人民银行上海总部、各分行、营业管理部、省会(首府)城市中心支行、深圳市中心支行(以下统称人民银行省级分支机构)应支持尚未开通电票再贴现业务的人民银行地市中心支行接入电票系统，提供电票再贴现服务。</p> <p>(二)持续开放电票模拟运行环境，提供</p>	<p><b>中国人民銀行：電子商業手形業務発展の規範化及び促進に関する通知</b> 銀發[2016]224号</p> <p>中国人民銀行上海總部、各分行・營業管理部、各省都(區都)都市中心支行、深圳市中心支行；國家開發銀行、各政策性銀行・國有商業銀行・株式制商業銀行、中國郵政貯蓄銀行；城市商業銀行資金決済センター・農信銀資金決済センター：</p> <p>電子商業手形(以下「電子手形」)システム及び電子手形業務の優位性を十分に發揮し、紙ベースの商業手形(以下「紙ベース手形」)業務のリスクを防止し、手形市場の電子化プロセスを加速させるため、ここに電子手形業務発展の規範化及び促進に関する事項を以下の通り通知する：</p> <p><b>一、システムカバー率の拡大、システム機能の拡充</b></p> <p>(一)システムカバー率の拡大、電子手形の流通環境の適正化。</p> <p>電子手形システムに接続していない銀行業金融機関・財務公司(以下「金融機関」)は速やかに接続しなければならず、既に電子手形システムに接続している金融機関はリスクコントロールが可能であるという前提の下、可能な限りネットワーク開通率を向上させなければならない。</p> <p>各金融機関は内部業務システムの電子手形業務処理機能を完備し、手形の振出及び他行引受手形の引受・他行引受手形の割引等の業務を支援し、被代理接続機構への振出及び各種手形業務の受理を支援しなければならず、電子手形の銀行を跨ぐ流通に障害を設けてはならない。各銀行業金融機関はオンライン・オフラインの二種類の資金決済方式を同時に支援しなければならない。既にオンライン決済機能を開通している金融機関間の手形再割引業務は、原則、DVP決済方式を採用しなければならない。</p> <p>人民銀行上海總部・各分行・營業管理部・各省都(區都)都市中心支行・深圳市中心支行(以下「人民銀行省級分支機構」)は、電子手形再割引業務を開設していない人民銀行地級市中心支行が電子手形システムに接続し、電子手形再割引サービスを提供することを支援しなければならない。</p> <p>(二)電子手形の運用シミュレーション</p>
--	---

<p>测试便利。</p> <p>人民银行清算总中心应持续开放电票系统模拟运行环境，提高模拟运行环境的容量，为金融机构业务测试提供有力支持。需接入模拟运行环境开展测试的金融机构应向清算总中心报送测试需求及计划，清算总中心应在收到金融机构测试申请之日起1个月内安排测试，测试周期不得短于2个月（金融机构主动结束测试周期的除外）。</p> <p>(三) 全面推广财务公司线上清算功能。</p> <p>自2016年9月1日起，分批组织符合条件的财务公司开通线上清算功能。拟开通线上清算功能的财务公司应及时将业务需求连同《财务公司线上清算功能权限开通申请表》（见附件）以正式文件通过法人所在地人民银行省级分支机构上报人民银行总行。</p> <p>(四) 增加电票交易主体。</p> <p>自2016年9月1日起，除银行业金融机构和财务公司以外的、作为银行间债券市场交易主体的其他金融机构可以通过银行业金融机构代理加入电票系统，开展电票转贴现（含买断式和回购式）、提示付款等规定业务。此类被代理机构在电票系统中的主体识别码采用“RC03”，代理机构应通过系统控制，限制被代理非银行金融机构的承兑、贴现和再贴现等业务权限。</p> <p><b>二、提高服务水平，简化业务操作</b></p> <p>(一) 提高服务水平，便利企业使用电票</p> <p>各银行业金融机构应着力提升客户服务水平，通过官方网站、宣传折页等途径公布开通电票业务的机构网点、咨询电话，制作简明易懂的业务申请和操作指南，根据客户需求提供集中培训、上门指导等服务。各金融机构应以上下游关系密切的产业链龙头企业或集团企业为重点，带动产业链上下游企</p>	<p>環境の持続的な開放、試行の利便性の提供。</p> <p>人民銀行決済総センターは電子手形システムの運用シミュレーション環境を持続的に開放し、運用シミュレーション環境の容量を向上させ、金融機関の業務試行に有力な支援を提供しなければならない。運用シミュレーション環境に接続し試行を行う必要のある金融機関は、決済総センターに試行要望及び計画を送信・報告しなければならない。運用シミュレーション環境に接続し試行を行う必要のある金融機関は、決済総センターに試行申請の受領日より1ヶ月以内に試行を手配しなければならない。試行期間は2ヶ月より短くしてはならない（金融機関が試行期間を自ら終了する場合を除く）。</p> <p>(三) 財務会社のオンライン決済機能の全面的な推進</p> <p>2016年9月1日より、条件に合致する財務会社を分けてオンライン決済機能の開通を行う。オンライン決済機能の開通を予定する財務会社は、遅滞無く業務要望と《財務会社オンライン決済機能権限開通申請表》（添付文書参照）とを正式文書として法人所在地の人民銀行省級分支機構を通じて人民銀行総行に報告しなければならない。</p> <p>(四) 電子手形取引主体の増加</p> <p>2016年9月1日より、銀行業金融機関及び財務会社を除いた、銀行間債券市場の取引主体である其他金融機関は、銀行業金融機関を通じて電子手形システムに代理加入でき、電子手形の再割引（買切式及び買戻式を含む）・支払呈示等の規定業務を行うことができる。この種の被代理機構は電子手形システム上の主体識別コードにおいて「RC03」を採用し、代理機構はシステムを通じて被代理非銀行金融機関の手形引受・割引及び再割引等の業務権限をコントロール、制限しなければならない。</p> <p><b>二、サービスレベルの向上、業務オペレーションの簡素化</b></p> <p>(一) サービスレベルの向上、企業による電子手形使用の利便化</p> <p>各銀行業金融機関は顧客サービスレベルの向上に注力し、ウェブサイト・パンフレット等の手段を通じて電子手形業務を開設する機構の拠点・照会電話を公布し、簡明で分かりやすい業務申請及びオペレーションガイドを制作し、顧客のニーズに基づき集中研修・訪問指導等のサービスを提供し</p>
--	--

業使用电票；可以采取提高综合营销力度、优先办理电票贴现、给予费率优惠等方式，鼓励和引导企业签发、收受、转让电票。有条件的金融机构还为企业办理柜面电票业务、批量电票业务和集团企业集中管理电票业务提供便利。鼓励金融机构基于协议代理客户发起出票(含提示承兑和交付申请)、转让背书、贴现申请等行为并作出电子签名。中国支付清算协会应组织制定统一的电票客户端功能标准与操作规范，指导金融机构进一步统一和完善网银客户界面应显示的基本功能和操作服务，便利企业办理电票业务。

(二) 增强商业信用，发展电子商业承兑汇票。

金融机构应选择资信状况良好、产供销关系稳定的企业，鼓励其签发、收受和转让电子商业承兑汇票；探索采用保函、保证与保贴业务等形式，增强电子商业承兑汇票信用，促进电子商业承兑汇票流通。鼓励电子商业承兑汇票的出票人、承兑人进行信用评级，充分利用电票系统的评级信息登记功能，提高票据信用保障，并严格遵守“恪守信用、履约付款”的结算原则，及时足额兑付到期电子商业承兑汇票。电子商业承兑汇票的收受人可利用电票系统的支付信用查询功能了解出票人和承兑人的资信状况。

(三) 提高贸易背景真实性审查效率。

对资信良好的企业申请电票承兑的，金融机构可通过审查合同、发票等材料的影印件，企业电子签名的方式，对电票的真实交易关系和债权债务关系进行在线审核。对电子商务企业申请电票承兑的，金融机构可通过审查电子订单或电子发票的方式，对电票

なければならない。各金融機関はサプライチェーンにおける川上、川下の関係が密接な大手企業或いはグループ企業を重点として、サプライチェーンの川上、川下企業の電子手形使用を推進しなければならない；総合的なマーケティング力の向上・電子手形割引の優先的取扱い・料率優遇付与等の方式を講じ、企業の電子手形の振出・受取・譲渡を奨励する。条件を満たす金融機関は更に企業の窓口電子手形業務・大量電子手形業務及びグループ企業の電子手形業務集中管理業務に利便性を提供すべきである。金融機関が協議に基づき顧客の手形振出（引受呈示及び交付申請を含む）・裏書譲渡・割引申請等の行為を代理し、また電子署名を行うことを奨励する。中国支払決済協会は統一的な電子手形顧客版機能基準及びオペレーション規範を組織的に制定し、金融機関がネット銀行の顧客インターフェースで顕示すべき基本的機能及びオペレーションサービスを更に統一及び完備し、企業の電子手形業務の取扱いを利便化しなければならない。

(二) 商業信用の強化、電子商業引受為替手形の発展

金融機関は信用状況が良好、生産・供給・販売関係が安定している企業を選び、その電子商業引受為替手形の振出・受取及び譲渡を奨励しなければならない；保証状・保証及び割引保証業務等の形式の採用を模索し、電子商業引受為替手形の信用を強化し、電子商業引受為替手形の流通を促進する。電子商業引受為替手形の振出人・引受人が信用格付を行い、電子手形システムの格付情報登記機能を十分に利用し、手形の信用保障を向上させ、また「信用遵守・支払履行」の決済原則を厳格に遵守し、期日が到来した電子商業引受為替手形は遅滞無く満額支払わなければならない。電子商業引受為替手形の受取人は電子手形システムの支払信用照会機能を利用し、振出人及び引受人の資金信用状況を調べることができる。

(三) 貿易背景の真实性審査の効率向上  
信用状況が良好な企業が電子手形引受を申請する場合、金融機関は契約書・インボイス等の資料のコピー文書、企業の電子署名を審査する方式を通じて、電子手形の真実の取引関係及び債権債務関係に対してオンライン審査を行うことができる。電子商

<p>的真实交易关系和债权债务关系进行在线审核。企业申请电票贴现的，无需向金融机构提供合同、发票等资料。</p> <p>(四) 简化转贴现操作。</p> <p>金融机构办理电票转贴现业务(含买断式和回购式)时，无需再签订线下协议，如有需约定的事项，金融机构可以通过电票系统合同模块签订协议，或在备注栏内加注约定有关事项。</p> <p><b>三、规范操作，确保业务有序开展</b></p> <p>(一) 规范录入组织机构代码。</p> <p>持加载统一社会信用代码营业执照的企业，在电票系统开展业务时，“组织机构代码”字段应录入统一社会信用代码的第9-第17位主体识别码，录入规则仍按照电票系统报文格式标准中组织机构代码的要求录入10位，第9位固定录入“-”。对未换发统一社会信用代码营业执照的企业，仍按照原业务规则录入组织机构代码。</p> <p>(二) 有效审核电票背书连续性。</p> <p>对于电票前手被背书人与后手背书人的账号、开户行行号、组织机构代码和身份类别均相同但名称有所不同的，不影响票据背书连续性的认定，承兑人应及时给付票据款项。如确需相关当事人说明的，承兑人应及时通过大额支付系统查询查复报文或其他方式联系相关当事人或当事人开户行予以证实。</p>	<p>取引企業が電子手形引受を申請する場合、金融機関はオンライン発注書或いは電子インボイスを審査する方式を通じて、電子手形の真実の取引関係及び債権債務関係に対してオンライン審査を行うことができる。企業が電子手形割引を申請する場合、金融機関に契約書・インボイス等の資料を提供する必要はない。</p> <p>(四) 手形再割引オペレーションの簡素化。</p> <p>金融機関が電子手形再割引業務（買切式及び買戻式を含む）を取り扱う場合、改めてオフライン協議を締結する必要はなく、約定しなければならない事項がある場合、金融機関は電子手形システムの契約モジュールを通じて協議を締結する、或いは備考欄に約定関連事項を追記することができる。</p> <p><b>三、オペレーションの規範化、業務の秩序立った展開の保証</b></p> <p>(一) 組織機構コード入力 of 規範化</p> <p>統一社会信用コードを記載した営業許可証を所有する企業が、電子手形システムにおいて業務を展開する場合、「組織機構コード」スペースに統一社会信用コードの9-17桁目の主体識別コードを入力しなければならず、入力規則は引き続き電子手形システムの電文書式基準内の組織機構コードの要求に基づき10桁を入力し、9桁目は「-」を入力する。統一社会信用コードの営業許可証に交換発行していない企業については、元の業務規則に基づき組織機構コードを入力する。</p> <p>(二) 電子手形の裏書の連続性に関する効果的な審査</p> <p>電子手形の前者の被裏書人及び後者の裏書人の口座番号・口座開設銀行の銀行番号・組織機構コード及び身分分類は全て整合しているものの名称が異なる場合、手形裏書の連続性の認定に影響しないのであれば、引受人は手形金額を遅滞無く支払わなければならない。確かに関連当事者の説明が必要な場合、引受人は適時大口支払システムの電文照会・照会返答或いはその他の方式を通じて関係当事者或いは当事者の口座開設銀行に連絡して事実証明を行わなければならない。</p>
---	--

## (三) 严格履行电票付款责任。

持票人在电子银行承兑汇票提示付款期内提示付款的，如提示付款指令于中午12:00前发出，承兑人应在收到提示付款请求的当日(遇法定休假日、大额支付系统非营业日、电票系统非营业日顺延，下同)付款或拒绝付款；如提示付款指令于中午12:00后发出，承兑人应在收到提示付款请求的当日至迟次日付款或拒绝付款。电子商业承兑汇票承兑人的接入机构应及时将持票人的提示付款请求通知承兑人，承兑人在收到请求次日起第三日仍未应答的，接入机构应按协议约定代为应答。

## (四) 强化电票系统代理接入真实性审核。

直连接入电票系统的金融机构提供电票代理接入服务时，应对被代理机构基本信息及身份的真实性进行审核，且须通过大额支付系统向被代理机构进行核实确认(查询报文内容至少包括申请人全称、法定代表人姓名、营业执照编号、金融许可证编号、查询事项等)，被代理机构应给予同意接入或不同意接入的明确答复。

## (五) 严格落实纸质商业汇票登记制度。

人民银行省级分支机构在办理银行业金融机构票据制版批复时，应按要求审核其加入电票系统开通纸票登记查询功能或委托其他银行业金融机构代理登记纸票业务的相关证明文件。各金融机构应严格落实《纸质商业汇票登记查询管理办法》(银发〔2009〕328号文印发)相关要求。未实现纸票登记信息由系统自动导入或法人机构统一登记的金融机构，应加强对其分支机构登记情况的管理和审查，确保其及时、准确、完整登记相关信息。纸票买入返售(卖出回购)业务的转入行按照转贴现业务登记要求办理登记；原转出按照转贴现业务登记要求办理登记；原转出办理纸票赎回业务应参照转贴现业务登记要求办理登记，其中转贴现日期填写纸票赎回

## (三) 電子手形支払責任の厳格な履行

手形所有者が電子銀行の手形引受支払呈示期間内に支払呈示を行う場合、支払呈示指示が正午12:00より前に出されれば、引受人は支払呈示請求を受領した当日(法定休日・大口支払システムの非営業日・電子手形システムの非営業日に当たる場合は順延、以下同様)に支払う或いは支払を拒絶しなければならない；支払呈示指示が正午12:00より後に出された場合、引受人は支払呈示請求を受領した当日の遅くとも翌日には支払う或いは支払を拒絶しなければならない。電子商業引受為替手形の引受人の接続機構は遅滞無く手形所有者の支払呈示請求を引受人に通知し、引受人が請求受領の翌日より3日目までに回答していない場合、接続機構が協議の約定に基づき代理で回答しなければならない。

## (四) 電子手形システム代理接続の真实性審査強化

電子手形システムに直接接続している金融機関が電子手形代理接続サービスを提供する場合、非代理機構の基本情報及び身分の真实性に対して審査を行わなければならない、且つ大口支払システムを通じて被代理機構に事実確認(電文内容が少なくとも申請人の正式名称・法定代表人の姓名・営業許可証番号・金融許可証番号・照会事項等を含んでいることを照会)を行わなければならない、被代理機構は接続に同意する或いは接続に同意しない旨の明確な回答を行わなければならない。

## (五) 紙ベース商業手形登記制度の厳格な実行

人民銀行省級分支機構が銀行業金融機関による手形製版に係る批准取得手続きを行う場合、要求に基づきその加入する電子システムの紙ベース手形登記照会機能の開通や、その他銀行業金融機関に紙ベース手形業務の代理登記を委託した関連証明文書を審査しなければならない。各金融機関は、《紙ベース商業手形登記照会管理弁法》(銀發[2009]328号文にて印刷・公布)の関連要求を厳格に実行しなければならない。紙ベース手形登記情報システムによる自動導入或いは法人機構の統一登記が導入されていない金融機関は、その分支機構の登記状況に対する管理及び審査を強化し、その適時・正確・完全な登記関連情報を保証し

<p>日，备注栏注明“赎回”字样。</p> <p>(六)完善票据业务查询查复制度。</p> <p>根据《最高人民法院关于人民法院发布公示催告程序中公告有关问题的通知》(法〔2016〕109号)有关规定，各金融机构应在办理票据(含纸票)贴现、转贴现、质押等业务时，通过查询电票系统以及中国法院网、法院公告网、人民法院报网站等方式，及时掌握票据是否被挂失止付或公示催告等信息；应严格执行支付系统查询查复有关规定，全面、如实地向查询行回复票据司法涉诉、冻结等信息，切实防范风险。</p> <p><b>四、健全考评机制，强化业务监管</b></p> <p>(一)明确工作目标，有效提升电票业务占比。</p> <p>各金融机构应严格落实电票业务各项制度规定，采取有效措施，规范有序开展电票业务，有效提升电票业务占比，确保办理的电票承兑业务在本机构办理的全部商业汇票承兑业务中金额占比逐年提高。</p> <p>自2017年1月1日起，单张出票金额在300万元以上的商业汇票应全部通过电票办理；自2018年1月1日起，原则上单张出票金额在100万元以上的商业汇票应全部通过电票办理。</p> <p>(二)建立考核通报机制。</p> <p>各金融机构应结合本机构实际和本通知要求，制定本机构推广电票应用的细化措施和推进时间表，并对本机构内部系统支持跨</p>	<p>なければならない。紙ベース手形の売戻条件付き買入(買戻条件付き売却)業務の移転先銀行は手形再割引業務の登記要求に基づき登記を行う；元の移転元銀行が取り扱う紙ベース手形買戻業務は、手形再割引業務の登記要求を参照して登記を行わなければならない。そのうち手形再割引の日時は紙ベース手形の買戻日を記入し、「買戻」の文言を備考欄に明記する。</p> <p>(六)手形業務照会・照会返答制度の完備</p> <p>《最高人民法院：人民法院の催告公示手順における公告関連問題の公布に関する通知》(法〔2016〕109号)の関連規定に基づき、各金融機関が手形(紙ベース手形を含む)の割引・売買・質権設定等の業務を取り扱う場合、電子システム及び中国法院ネット・法院公告ネット・人民法院報ネットのウェブサイト照会等を照会する方式を通じて、適時手形が紛失届により支払停止や公示催告がなされていないか否か等の情報を把握しなければならない；支払システム照会・照会返答の関連規定を厳格に執行し、照会銀行に対しては手形の司法訴訟・凍結等の情報を事実通りに返答し、リスクを適切に防止しなければならない。</p> <p><b>四、審査メカニズムの健全化、業務監督管理の強化</b></p> <p>(一)業務目標の明確化、電子手形業務比率の効果的な向上</p> <p>各金融機関は、電子手形業務の各制度・規定を厳格に実行し、有効な措置を講じ、電子手形業務を規範的且つ秩序立って展開し、電子手形業務比率を効果的に向上させ、取り扱う電子手形引受業務の本機関で取り扱う全ての商業手形引受業務に対する金額の割合が年々向上するように保証しなければならない。</p> <p>2017年1月1日より、一件当たりの振出金額が300万元以上の商業手形は全て電子手形により取り扱う；2018年1月1日より、原則、一件当たりの振出金額が100万元以上の商業手形は全て電子手形により取り扱う。</p> <p>(二)審査通知メカニズムの構築</p> <p>各金融機関は本機関の実際の状況と本通知の要求を結合させ、本機構の電子手形の応用を推進するための具体的な措置及び推</p>
---	---

行業務和被代理机构业务的功能进行自查，不符合要求的应及时整改优化，于2016年10月15日前以正式文件向人民银行报送细化措施、推进时间表和系统功能改造情况，并于每年1月20日前报送上一年度电票业务推进情况。其中，国家开发银行，各政策性银行、国有商业银行、股份制商业银行，中国邮政储蓄银行、城市商业银行资金清算中心、农信银资金清算中心报送人民银行总行，城市商业银行、农村商业银行、农村合作银行、农村信用社、村镇银行、外资银行、财务公司报送法人所在地人民银行省级分支机构。人民银行总行和省级分支机构建立对金融机构电票业务推广情况的考核评价机制，按年度进行考核督促，对年度考核中未达标的金融机构，予以通报并督促整改。

人民银行省级分支机构应结合辖区实际和本通知要求，制定本辖区推广电票的细化措施和推进时间表，于2016年10月15日前以正式文件报送人民银行总行，并于每年1月20日前报送上一年度电票业务推进情况。人民银行总行建立对各省级分支机构电票业务推广情况的考核评价机制，按年度进行考核督促，完成情况纳入支付结算工作年度考核。

### (三) 畅通举报渠道，加大执法检查力度。

人民银行省级分支机构应严肃电票结算和纸票业务登记纪律，公布咨询举报电话、畅通举报机制；在支付结算执法检查中，应重点检查金融机构电票业务开展和推广的情况。对接受举报和执法检查中，发现金融机构存在纸票登记不规范、内部电票系统功能不符合跨行业务要求等违规行为的，应依法严肃处理并督促其及时整改。

進スケジュールを制定し、また本機構の内部システムの銀行を跨いだ業務及び被代理機構の業務の支援機能に対する自主査定を行い、要求に合致しない場合は遅滞無く是正・最適化し、2016年10月15日までに正式な文書により人民銀行に具体的な措置・推進スケジュール及びシステム機能の改造状況を送信・報告し、また毎年1月20日までに前年度の電子手形業務の推進状況を送信・報告しなければならない。そのうち、国家開発銀行、各政策性銀行・国有商業銀行・株式制商業銀行、中国邮政貯蓄銀行・都市商業銀行資金決済センター・農信銀資金決済センターは、人民銀行総行に送信・報告し、都市商業銀行・農村商業銀行・農村合作銀行・農村信用社・村鎮銀行・外資銀行・財務会社は、法人所在地の人民銀行省級分支機構に送信・報告する。人民銀行総行及び人民銀行省級分支機構は、金融機関の電子手形業務の推進状況に対する審査評価メカニズムを構築し、年度毎に審査督促を行い、年度審査において基準に到達していない金融機関に対しては、通報且つ是正を励行する。

人民銀行省級分支機構は、管轄区の実際の状況と本通知の要求を結合し、本管轄区の電子手形を推進するための具体的な措置及び推進スケジュールを制定し、2016年10月15日までに正式な文書により人民銀行総行に送信・報告し、また毎年1月20日までに前年度の電子手形業務の推進状況を送信・報告しなければならない。人民銀行総行は、各省級分支機構の電子手形業務の推進状況に対する審査評価メカニズムを構築し、年度毎に審査督促を行い、完了状況は支払決済業務の年度審査に組み入れる。

### (三) 通報ルートの開通、法律執行検査力の強化

人民銀行省級分支機構は、電子手形決済及び紙ベース手形業務登記の規律を厳格化し、照会通報電話を公布・通報メカニズムを開通しなければならない；支払決済の法律執行検査において、金融機関の電子手形業務の展開及び推進の状況を重点的に検査しなければならない。通報の受理及び法律執行の検査において、金融機関に紙ベース手形の登記が規範的でない・内部電子手形システムの機能が銀行を跨ぐ業務要求に合致しない等の規定違反行為が存在することを発見した場合、法に基づき厳格に調査処

<p>请人民银行省级分支机构将本通知转发至辖区内人民银行地市中心支行，各城市商业银行、农村商业银行、农村合作银行、农村信用社、村镇银行、外资银行、财务公司。执行中如遇问题，请及时向人民银行总行反映。</p>	<p>分し、また遅滞無く是正するよう督促しなければならぬ。</p> <p>人民銀行省級分支機構は本通知を管轄区内の人民銀行地級市中心支行、各都市商業銀行・農村商業銀行・農村合作銀行・農村信用社・村鎮銀行・外資銀行・財務会社に転送されたい。執行中に問題があった場合、遅滞無く人民銀行総行に報告されたい。</p>
---	--